

第5章 戦後の坂田——新しい町づくり

戦後の坂田の自治

とにかく太平洋戦争は終わった。ようやく訪れた平和に人々は安堵の胸をなでおろし、虚脱と廃墟の中から立ち上がった。この敗戦という、かつて日本が経験したことのない現実に直面して、誰しもとまどうことが多かった。

ポツダム宣言の受諾により、日本は連合国軍の占領下に置かれることになり、昭和二十年八月三十日、連合国軍総司令官マッカーサー元帥が厚木飛行場に降り立った。

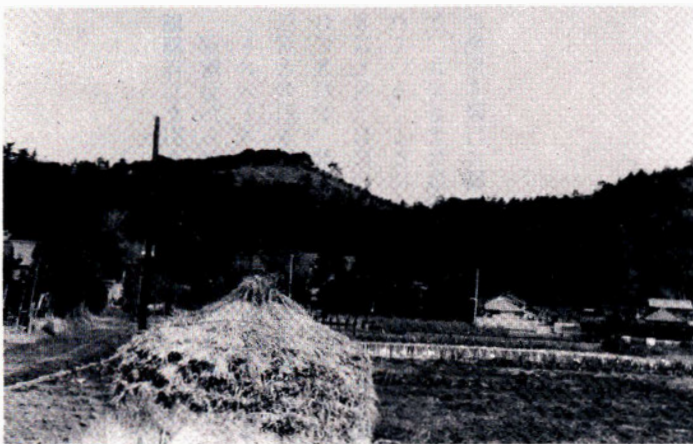
それと同時に、ここ坂田にも戦地から兵士たちが戻ってきた。一方、八重原工場は閉鎖され、近隣の部落に分駐していた工員や海軍兵士たちはあたふたとそれぞれの故郷に帰っていった。坂田出身の兵士たちが復員する中で、無言の遺骨が昭和二十一年には五体、翌二十二年には一体が還ってきた。これら戦場に散った英霊たちの鎮魂のために、

しめやかな部落葬がとり行なわれた。

戦後の混乱の中で国民を襲ったのは、食糧難と異常インフレであった。労働力不足や肥料不足に異常気候が重なり、昭和二十年、二十一年の米作は平年作を大幅に下回り、食糧不足は深刻化した。そこへもってきて、海外から二五〇万人の軍人が復員し、三五〇万人の民間人が引き揚げてきた。一方、日本から一〇〇万人近くの第三国人が母国である中国、台湾、朝鮮へと帰っていったが、その差およそ五〇〇万人近い人間が日本国土に急増したことになった。それでなくても食糧が不足しているところへ、この人口の増加によって、食糧不足は一層深刻化した。国民の主食である米の極端な欠乏から、人は、麦、雑穀、さつまいも、じゃがいもで飢えをしのいだ。それでも腹いっぱい食べられればいいほうで、人々は乏しい食糧を買いあさり、インフレは激化の一途をたどった。

そうした中で、連合軍総司令官マッカーサー元帥は、日本の非軍事化と民主化を唱え、諸制度を矢継早やに改革していった。基本的人権、農地改革が指令され、二十一年十一月には早くも新地方制度が誕生し、市町村長の選挙が行なわれた。二十二年には六三制の義務教育が発足し、五月三日には平和を基調とした新憲法が施行された。昭和二十四年、来日したシャープ使節団は日本の地方公共団体の財政強化を主眼とした国、県、市町村間の行政事務の再配分を行なうことを勧告した。これにもとづいて地方自治体の自主性が強められ、同時に組織と運営の簡素化が徹底された。

こうした混乱の中にあって、坂田の自治も大きな変革の波に洗われることになった。戦時中から戦後にかけて、市町村行政の末端組織として部落会が設けられ、村落の行政



穫り入れの終わった水田(八幡神社下)(昭和40年ごろ)

と自治にあたっていたが、部落会は、その生いたちの根拠や戦争遂行に尽くしたことから、占領軍による民主化政策の一環として、昭和二十二年五月、全国一斉に廃止された。坂田では、当時、秋元武が部落会長をつとめていた。

では、今後の坂田のとりまとめは誰がどのようになればよいのか。それだけでなく戦後の混乱時代である。なんらかの統率的機能のないかぎり、どこの部落とてまともな動きがとれなくなるのではないか。こうした協議のあと、坂田では部落会に代わるものとして、六人制による部落世話人を選出し、部落内の行事を運営し、諸団体の中心的存在として、コミュニティを支えていくことになった。かくして、二十二年七月三日、前任者秋元武から部落世話人代表広瀬皓に引き継ぎが行なわれた。

この二十二年という年は、坂田にとって一つの危機の時代でもあった。春から夏にかけて雨らしい雨が降らず、坂田の田畑は早魃に見舞われた。七月には、関谷の水も涸れ果てて、山合いの田では稲が枯死する始末。発足したばかりの部落世話人会でも水の手当てが大問題となり、部落総会を開いてその対策を協議した。その結果、八月下旬、久保南陂揚水を部落総出で本名輪方面へポンプアップし、稲を枯死から救ったのであった。また、マッカーサー命令による米の強制供出命令も大きな問題であった。坂田でも部落世話人や農事実行組合役員らが徹夜を重ねて、この問題に取り組んだ。

さらに海苔養殖および養貝業でも新入組合員の問題で大きく揺れ動いていた。すなわち、戦後、復員などにより坂田に帰ってきて分家した人々を組合員として加入を認めるかどうかということである。限られた海面で組合員の新規加入を認めることは、一人あたりの使用海面をそれだけ狭めることになる。このため、新規加入に反対する声もなく

■難行した引き継ぎ

部落会から部落世話人への引き継ぎは、必ずしもスムーズにはいかなかったようである。前任者との引き継ぎは、例年なら三月末に行なわれてきたが、部落会から部落世話人への引き継ぎは七月三日に行なわれ、例年よりも大幅に遅れている。ここにも、戦後の坂田の自治をめぐる、さまざまな議論がまき起り、部落世話人の発足も難行に難行を重ねたことがうかがえる。

はなかったが、われもおまえも同じ坂田の住民、加入希望者の組合への新規加入を認め、共存共栄をはかったのである。

二十三年度の世話人代表は伏居岩吉、一年任期で交代し、翌二十四年度は水越清がその任にあたった。当時の日本の政治状況を云々するまでもなく、坂田のような小さな地域社会でさえも、占領軍たるGHQの一挙手一投足に気を使いながら、なおかつ戦後の経済復興、生活の再建に取り組まねばならなかった。敗戦のかなしさといえばそれまでである。だが、坂田では、部落世話人を中心に一致団結し、さまざまな問題に部落全体で取り組み、力を合わせて戦後の混乱を乗り切っていたのである。

昭和二十三年度部落世話人代表、伏居岩吉は、当時の部落の活動状況を示す日誌を残している。それには、当時の坂田部落の状況が克明に誌されているので、ここにその一部を収録することにする。

〈昭和二十三年〉

- 4月18日 牧野(其)、井祐(眞)、伏居ニテ大堀止板嵌メ下堰早ウテ板目塗リス
- 4月22日 苗代溝払ス
- 5月2日 苗代種播キ
- 5月4日 午後四時二〇分列車ニ故秋元忠三郎君ノ英霊出迎エ
- 5月6日 午後二時長福寺ニテ部落葬執行
- 7月2日 臨時水利費徴集 一万三七四円六〇銭
- 7月4日 本名輪、吉ヶ作耕作者水路草刈リ



穫り入れの終わった水田(昭和40年ごろ)

7月29日 午前十一時部落総会、木更津警察署後援会費募集（町全般デ七万円、坂田支出金六一〇〇円）

8月15日 部落全員ニテ町内別ニ道普請、終ッテ寺家坂道路修理ヲナス

9月21日 ヘレンケラー来朝記念、盲啞者援助資金募集一二六〇円

10月1日 秋期清潔法施行

10月15日 八幡神社祭礼

10月21日 周西小学校ヨリ運動会寄附金依頼ヲ受ク 一戸二〇円 一二〇戸 二四三〇円

〇円

11月8日 日本赤十字社事業資金共同募金

11月25日 部落総会 議件ハ部落持土地（山林原野雜種地）及ビ坂井四郎治外九〇名、

同八三名、同八三名所有山林宅地原野ノ処分ニ関スル件

12月16日 木廻加輪共有林 松立木売拂ヒ入札、昭和十七年工事軍用道路敷地（耕地

山林）未登記ナルモノニツキ県土木木更津出張所訪問

〈昭和二十四年〉

2月4日 君津町食糧確保補助員選出、当選者 牧野其一、井祐真平、秋元聰、広瀬

潔

2月7日 役場ニテ二十三年度県民税臨時増徴分賦課ニ関シ調査委員会アリ、伏居出

席、二十三年度配当総額七一万六五三五円

同臨時増徴分二二万四九六〇円

3月3日 井祐平次郎方焼跡灰掻キ執行、消防全員終日作業ニ従事ス

3月11日 木炭配給、一戸一俵、合計一一九俵

岩手県産堅炭 一俵一八一円三〇銭、当日川六商店ト吉浜商店ヨリ受取り
即時各戸ニ分配ス

3月11日 木廻加輪山林下草刈ノ件、班長會議ヲ催シ夕間内一斉ニ刈取ルコトヲ議決
シ、一般ニ周知方依頼ス

3月28日 共有財産処理経過報告並ビニ部落民總會開催

(1) 共有財産処理金ハ全部配分スルコト

(2) 二十三年度部落會費會計報告

収入 八八一二円三〇銭

支出 七九一〇円八〇銭

差引繰越金 九〇一円五〇銭

新「君津町」の誕生

昭和二十五年六月二十五日、突如として勃発した朝鮮動乱は、「特需」景気と貿易の拡大をもたらし、日本経済の復興の足がかりを与えることになった。それとともに、戦後処理である早期講和への機運を醸成し、翌二十六年九月、サンフランシスコ条約が結ばれ、二十七年四月、日本は占領のくびきを解かれ、独立国家として再出発をした。

農漁村である坂田は、朝鮮戦争とは直接のかかわりはもたなかったものの、日本経済の復興に伴って、農業は従前の盛況を取り戻し、また海苔養殖の収益性も高まって第二

■サンフランシスコ講和条約

昭和二十六年九月、太平洋戦争終結のため日本と旧連合国（五五カ国のうち調印国は四八カ国）との間に結ばれた条約。アメリカが中心となって推進したサンフランシスコ會議で九月八日に調印、翌二十七年四月二十八日発効した。この条約において、日本は、朝鮮、台湾、千島列島、南樺太の領有権を放棄、また沖縄・小笠原諸島については、アメリカを施政権者とする信託統治制度下に置くことに同意した。同時に、日米安全保障条約を結び、占領解除後のアメリカ軍の継続駐留を認めた。

次黄金時代に突入するなど、農業および漁業がうまくかみ合って、ようやく昔の貧しさから浮上することができるようになった。海あり、田畑あり、そして山もある坂田の住民の生計は、近隣の部落の人たちからうらやましがられるようになった。

坂田の人々の表情は明るく、行動も活発となった。家族ぐるみで海苔養殖にいそしみ、漁業協同組合が中心となって新しい養殖技術を次々と習得あるいは開発、収益性を高めていった。そして、坂田は、かつての農業中心から次第に海苔養殖中心へと漁業の比重を高め、「漁主農従」の傾向を強めていった。

こうした中で、昭和二十五年には区長制が復活し、従来の部落世話人は「区長」に衣替えることになった。初代区長は秋元理平、ほかに補佐二人を置いて坂田の自治はいよいよ本来の体制を整えて動き出した。

区長には、二十六年には平野與吉、二十七年、平野秋蔵が選ばれた。

この間、坂田地区で注目されるのは、坂田耕地整理組合の解散とその整理である。坂田では、昭和の初期に「七ツ堰」の堰堤や水路築造を目的として坂田耕地整理組合を設立していた。しかし、戦後に至ってこの組合はその役目を果たして休眠状態にあり、これを清算する必要があった。清算人には前区長の平野與吉があたり、昭和二十七年十月二十一日解散総会を開き、翌二十二日に千葉県知事に清算結了届を提出した。

昭和二十八年には秋元徳三が、二十九年には安藤悟が区長に選ばれた。

この間、昭和二十七年四月、講和条約の発効により独立を回復したわが国は、新たな地方自治制度の確立のため、昭和二十八年十月に「町村合併促進法」を制定、広域行政化を目的として、地方自治の末端組織である町村の合併を推進した。これを機に、全国



海苔の種付場へ向かう漁民で賑う坂田海岸(昭和35年ごろ)

的に町村の再編成がすすめられたが、「君津町」でも隣接する町村との合併へと動き出した。

昭和二十九年一月、君津町は臨時議会を開き、隣接町村との合併方針を決定、君津町が呼びかけ人となって、近隣の青堀町、飯野村、貞元村、周南村の町村長、議会議員による第一回合併懇談会を開催した。その後、中村を加え、六カ町村の合併案が具体的に動き出したが、青堀町と飯野村は内部の意見不一致を理由に、また中村もほぼ同様の理由で合併案から降りることになり、最終的には君津町、周南村、貞元村の一町二村の合併ということに落ちついた。かくて、昭和二十九年三月三十一日、三町村の合併が実現し、「君津町」の町名を継承し、新発足することになった。

人口一万三八二六人、世帯数二二五八、行政面積四四・六八平方キロメートルというのが合併当時の町勢であった。町役場は久保の旧君津町庁舎を引き継ぎ、役場職員も五〇名を数えた。その後、昭和三十四年三月には木造二階建の新庁舎が完成し、落成式を行った。建設資金は四五八万円であった。

新君津町の誕生により、内房線周西駅を新町にふさわしい駅名に改めようという運動が起こり、三十一年四月十日、「君津駅」と変更された。

発展する坂田の自治

旧君津町、周南村、貞元村が合併し新「君津町」が誕生する中で、昭和三十年には坂田の区長に平野勲が選ばれ、その後、井祐真平、安藤喜一郎、広瀬潔、平野利雄と一年

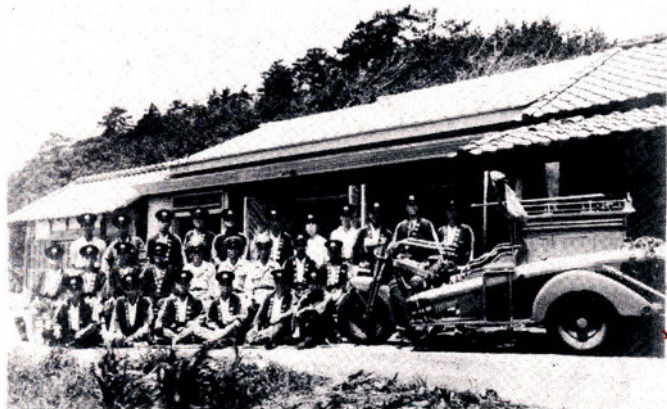
交代で続き、昭和三十五年十月には安藤重が区長に就任した。そして、この年は、千葉県より坂田漁業協同組合へ「漁業権放棄」の申し入れがあり、坂田を揺るがす大問題へと発展する記念すべき年となった。

この間、歴代の区長や農事実行組合長の足跡をみると、彼らは生活道路や農道などの整備と水道敷設、消防体制の充実などにひとと一倍力を注いだ。戦後一〇年近くを経て、戦後の混乱も収まり、坂田の自治も充実の時を迎えたのである。

坂田の道路は、昔ながらの家並みの前を通る大通りのほか、戦時中、八重原工場の建設に伴って改良拡幅（一部新設）された県道君津―大貫線、それに海岸を通る国道一六号が主なもので、このほか、部落と海岸を結ぶいくつかの山道があった。しかし、いずれも砂利道であったので、部落の人々は総出で地先道路に採石場の砂利くずや貝殻、ときには石炭の燃えがらなどを敷いて、応急手当をしながら愛護してきた。

農道や林道の幅員は六尺ないし九尺で、牛馬が引く荷車やリヤカーの通過が精いっぱいであった。しかし、戦後しばらくして、三輪車やトラック、オートバイ、やがて自動耕耘機などが登場するに及び、道路の経済的意義が高まり、各地で道路の普請と整備が重要な課題となった。坂田でも、この道路の普請に力を注いだ。

坂田における道路の本格的整備は昭和二十六年の町道一号線、寺家坂町道、坂田耕地内の主要農道に始まり、二十七年の滝ノ前区道、二十八年の大関谷―新関谷―新納戸林道、吉ヶ作区道、三十年の浜鳥打林道と続いた。いずれも当時の区長たちの発意により実施に移されたもので、これらの道路の補修によって坂田内の主要道路および農道は整備されたが、その後も、場所にに応じて補修改良が実施された。



坂田消防分団と三輪ポンプ車(昭和26年ごろ)

道路の整備と並行して、消防体制の整備もすすめられた。

戦時中に発足した君津町警防団は、戦後の昭和二十二年九月、消防団令が公布されて、君津町消防団に改組され、本部を久保に設置、一二分団編成となり、団員は団長以下四〇四名、坂田はその第八分団となった。

昭和二十四年、坂田分団は字花の井に火の見櫓を改築、二十六年五月、日本造機(株)から三輪自動車ポンプを購入、車庫を新築し、消防力は一層強化された。区長は平野與吉、分団長は秋元徳三だった。

新君津町発足後の昭和三十四年五月には、坂田区の総意をあげて一層の施設器具の充実、分団の円滑な運営を図るため、「坂田区消防委員会会則」を新たに設け、委員には区内町会議員、区長と補佐、消防分団役員、学識経験者が委嘱された。

そうした消防意識の高揚を背景として、昭和三十五年三月九日には四輪消防車を購入するに至った。車種はトヨタ自動車、ポンプ機装は野口ポンプで、区長平野利雄、消防委員会委員長栗原正二、分団長秋元晋らがその整備の労を執った。四輪消防ポンプはさっそうとデビュー、坂田をはじめ、近隣の消火活動に大きな威力を発揮した。

その後、昭和三十七年、君津町消防団の機構改革にもとづいて分団の統合が行なわれ、坂田分団は隣接の高坂地区をその責任区域として統合することになった。分団員の定数は分団長以下二十五名であった。

また、同年九月、鉄骨四脚建の火の見櫓が、坂田花の井の漁業協同組合事務所の前に、工事費一七万円をもって建設された。

この時期、見落とすことのできないのが上水道の敷設である。元来、坂田は丘陵を背に



花の井の火の見櫓

しており、良質の水に恵まれ、生活用水は井戸水に依存していた。井戸の水を汲み上げるには、つるべから手押しポンプ、家庭用電動モーター、ポンプと移り変わってきたが、いくら汲んでも汲みつきることのない井戸水は、古来から坂田の人々の生活用水として親しまれてきた。

しかし、戦時中、八重原工場の建設に伴って、同工場で使用する大量の水を確保するため水道が敷設され、坂田に隣接する久保納戸山の上にコンクリート製の貯水タンクが設置された。戦後となって、八重原工場の解体に伴い、水道施設は大蔵省から君津町に移管され、町営水道として運営されていたが、昭和三十二年の区長・安藤喜一郎、水道建設委員長・安藤悟らの部落の役員は、同水道を坂田地区にも導入しようとした。環境衛生上も、あるいは消火栓の設置の必要性からも、この水道の敷設が急務であると判断したからであった。

そこで、個人加入希望者を募ったところ、役員の予想に反して、その数は少なく、区長たちをあわてさせた。しかし、役員たちの勧誘によって敷設可能戸数を確保し、工事に着工した。水道管の敷設に当たっては、各戸一名の労力提供によって工事をすすめ、昭和三十三年三月、ようやく完成した。総工費は、坂田区の特別会計支出があたり、一五一万七〇〇〇円を要し、個人の水道加入金はただちに徴集され、坂田区会計へ納入された。その後、この加入金は町水道会計へ納入するように改められた。

水道敷設を推進した区長・安藤喜一郎は、「加入希望者が意外と少なかったので、一時は敷設を断念しようと思ったほどでしたが、役員たちの説得によって加入者をふやすとともに、部落の要所に消火栓を設置するということでようやく敷設基準を満たし、工

■坂田消防分団長名簿

年代	消防組	消防組第一部長	警防団	警防団第一分団長
年代不明	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
年代不明	〃	〃	〃	〃
昭和四一?	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
年代不明	〃	〃	〃	〃
昭和二一?	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
昭二六	〃	〃	〃	〃
二七	〃	〃	〃	〃
二八	〃	〃	〃	〃
二九	〃	〃	〃	〃
三〇	〃	〃	〃	〃
三一	〃	〃	〃	〃
三二	〃	〃	〃	〃
三三	〃	〃	〃	〃
三四	〃	〃	〃	〃
三五	〃	〃	〃	〃

(消防組部長、警防団分団長)

秋元國太郎

広瀬庄之助

菊込和三郎

坂井音三郎

牧野 勝

牧野豊三郎

広部 傳次

秋元 理平

秋元 武

平野 秋藏

広瀬 潔

井祐 眞平

栗原 正二

安藤 悟

秋元 徳三

牧野 伸

井祐 稔

安藤 武男

齊藤 保

井祐 吉久

安藤 義雄

広部 広藏

秋元 晋

錦織 彰

事に着工しました。工事はなかなかの大工事でしたが、坂田区民の労力奉仕によって、予想以上に短期間で完成させることができました」と回顧している。

ちなみに、隣接部落の水道敷設は、大和田が同年四月、人見が五月とつづき、神門は少し遅れて、昭和三十八年一月であった。

新日鉄進出にゆれた三十年代後半

終戦から三十年代前半にかけて、坂田の人々は着実に郷土づくりに取り組んできた。

しかしながら、ここで事態は音をたてて急転する。昭和三十五年十月十九日、千葉県は坂田と君津の両漁業協同組合に対し副知事を使者として「漁業権の放棄」を申し入れてきたからであった。

広い遠浅をもつ海面での海苔養殖事業、丹精を込めて栽培をくりかえし、いまでは実り多い田畑となった耕地、そこで黙々と働き、まじめな生計をたっていた坂田の人々は、この一通の通達によって、一大衝撃を受けたのだった。

昭和三十五年といえ、日本経済は高度経済成長のまただ中であつた。国民経済の重化学工業化によって国民所得を倍増させるといふ「国民所得倍増計画」が打ち出され、大規模な臨海工業地帯や石油化学コンビナートの建設が全国的に推進されていた。

こうした潮流の中にあつて、千葉県では、かねてから京葉工業地帯の造成によって、半島性の「農林水産業県」から「工業県」への転換を図り、県民所得の向上をめざそうと、東京湾の埋め立てによる工業用地の造成と大企業の誘致に躍起となつていた。工業

三五	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六
平野	牧野	色部	斉藤	廣瀬	初津	栗原	秋元	平野	荏达	坂井	栗原	北見	安藤	秋元	関口	秋元	安藤	伏居	坂井	平野
豊	健二	昭男	徹	一男	博司	政夫	賢司	和夫	喜八	清一	崇	薫	幸一	秀夫	一美	保	明男	正夫	俊雄	禎男

第八分団長

化の波は、五井、市原、袖ヶ浦と南下し、いまや北部木更津を飛び越えて、君津町、富津岬まで押し寄せてきた。

進出企業は新日本製鉄（当時は八幡製鉄）であった。ここに最新鋭の鉄鋼一貫工場を建設するというのだった。

坂田の人々にとって海は母なる大自然であり、温かいコミュニケーションの象徴だった。そして当時は海苔養殖事業も充実し、文字どおり生活の基盤であった。その海を手離して他の職業に転業せよとだしぬけにいわれても、おいそれと承知できないのは自明の理である。大多数の人々はその通達に当初反対姿勢を示したのだった。

しかし、隣接する君津漁業協同組合は、県との交渉期間、わずか一〇ヵ月も満たぬうちにスピード妥結、三十六年八月十日には補償協定を締結するに至った。

坂田漁業協同組合はそれでも拒否の姿勢をくずさなかった。しかし、君津漁業協同組合との妥結を契機に、同年九月、八幡製鉄は千葉建設事務所を設け、三十七年一月早々から、その地先の埋め立て工事に着手した。そして同年秋には四二万平方メートル（一三万坪）が造成され、坂田漁協はあたかも外堀を埋められた形勢になってしまった。

その後、三十七年、八年と経済不況に見舞われたこともあり、工場の建設はストップしていたけれども、三十九年二月になると冷延工場の建設が始まり、十月には小糸川取水場も建設され、八重原住宅A一棟が完成した。

こうした状況の中で、三十九年十二月、中断されていた漁業権放棄の交渉が再開、坂田漁協も柔軟な姿勢で県とのテーブルに対座するようになった。近隣の海面が埋め立てられたうえ、東京湾の水質汚染がすすみ、しかも暖冬異変という三重苦の中で、この年

■「木更津・君津地先海面埋立て」の通達

昭和三十五年十月十九日

君津町長 岸 周治殿

千葉県知事 柴田 等

木更津・君津地先海面埋立てについて

千葉県は従来、農水産業を産業の主軸とする県でありましたが、雇傭を増大し、県民所得を高め、県財政の基礎を強化するため高次産業構造を近代化し、生産力の飛躍的増大を図ることを目的として、昭和三十二年度から京葉工業地帯造成事業に着手いたしましたのであります。

ご承知のように五井、市原地区の工業用地造成事業は、関係各位の御協力により当初の計画どおり進展いたし、埋立てはほぼ完成に近く、現在ではすでに一部企業は操業を開始し、また工業建設に着手いたし本年末までには全企業が着工する予定になっております。

さらに県では、京葉工業地帯の優秀な立地条件にかんがみ、国の長期経済計画に基づく鉱工業生産目標達成のため、また首都圏整備計画の一つとして鉱工業地帯を首都圏周辺に分散させようとする国の要請に應ずるとともに、本県経済の一大発展を図るため、京葉工業地帯造成事業を総合的、計画的に推進することとし、この事業の速やかな具体化によって、最近の工場建設の需要に応じたいと考えているのであります

の坂田の海苔養殖は、近年にない不作に見舞われた。坂田の広い海には、海苔のシーズンになっても海苔採りの姿は見あたらず、漁民は遠く愛知や三重にまで種網を捜しにでかけなければならなかった。それでも収穫は皆無に近い惨状で、海苔養殖漁民たちは、国の天災融資法による特別融資を受けるに至った。そして、それを機に、漁民たちのあいだには海に対する見限りのムードがただよい始めていた。すでに多くの漁民の意識の底流には、海苔養殖の先行きに対する不安が大きく広がり、漁業放棄についての条件交渉の気運が醸成されてきていたのである。

翌四十年二月には「八幡製鉄君津製鉄所」と装いも新たに発足、さらに四六万平方メートル（一四万坪）の第一期先行埋立工事を進め、八幡製鉄の進出、操業開始は決定的なものになった。

昭和四十年五月二十六日、坂田漁業協同組合一二一名は、遂に漁業権を放棄した。千葉県庁において知事・友納武人氏と組合長・秋元聰の間に「漁業権等の放棄並びに損失補償に関する協定」に調印、苦渋に満ちた決断に踏み切ったのである。

君津製鉄所は、かねて建設中の冷延工場を一部稼動し、続いて同年六月一日には、町ぐるみで君津製鉄所披露式典が行なわれた。町にはアドバルーンが上がり、神門と中野寄りの駅前商店街には提灯が飾られ、社宅団地では提灯行列が行なわれた。

千葉県から漁業権放棄の要請があった昭和三十五年から漁業権放棄の協定書が結ばれた昭和四十年まで、坂田の区長は、安藤重（昭和三十五年）、坂井武次（三十六年）、水越曠（三十七年）、栗原正二（三十八年）、途中で有野雅二に交替）、牧野仲（三十九年）、齊藤保（四十年）と継承されていった。

が、その一着手として、五井、市原地区の造成事業に引き続いて五井、姉崎地区（約五〇〇万坪）と併行して、木更津、君津地区（約三〇〇万坪）の工業用地（重工業）造成事業計画を樹立いたし早期にこの事業を実施いたしたい所存であります。木更津、君津地区の工業用地造成事業については、海面の埋立約二〇〇万坪と臨海地区の内陸部約九〇万坪（木更津市地区三八万坪、君津町地区五二万坪）を計画いたし、重工業の企業を誘致する考えであります。このうち土地につきましては県開発公社をして買収に当らせる考えであります。

つきましては、土地および漁業権の買収に関しましては、県の事業の目的に御賛同を得て、なにぶんの御協力を切にお願い申し上げます。

なお、漁業権買収につきましては、関係漁業協同組合長あて、別紙写のとおり文書をさしあげましたので御了知ください。 以上

この間、区長はまさに激動の渦中であって、その職務は多忙をきわめることになった。漁業交渉の一翼を担いながら、町当局が都市計画区域を指定すればそれに対応、一方では有線放送の設置、総合職業訓練所の誘致運動と、区長をはじめ役員たちは席の温まるひまもなく、東に西にと奔走する日々であった。

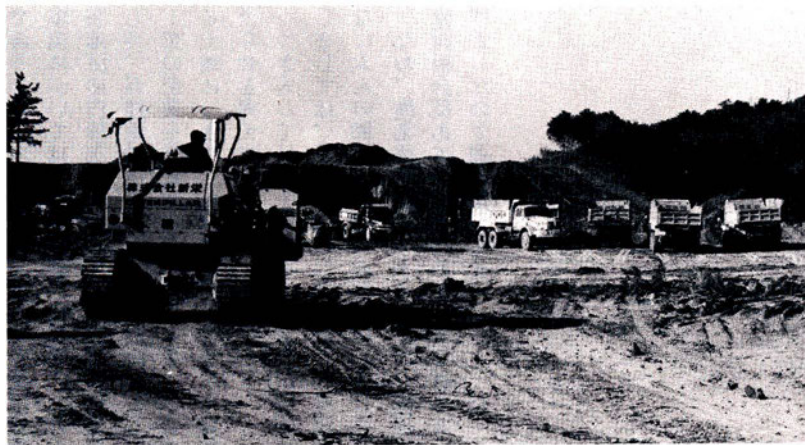
超スピードの開発

昭和四十一年一月三十一日、八幡製鉄は千葉県との間に「君津製鉄所建設に関する基本協定」を締結し、工場建設のテンポを速めた。

続いて、同年十二月二十三日に「君津製鉄所第一期拡充計画」を発表したが、その内容は全世界の関係者を驚ろかせる膨大な計画であった。埋立て造成面積六四三万平方メートル（一九五万坪）、そこに総工費一六〇〇億円を投入して、世界最大の鉄鋼一貫工場を建設するというのである。工事完了は四十四年に予定された。

坂田地先の沖合い、かつて海苔網が並んでいたあたりには、二〇隻余りの浚渫船が集結し、四十二年三月六日から一斉に埋立て作業を開始した。夜ともなれば、浚渫船団の照明灯がきらびやかに海に映えて、坂田の人々はまるで不夜城をみるかのように、飽かずに眺めたものであった。

埋立て作業は昼夜を分かたず続けられ、その海岸に接続する人見、大和田の三〇万平方メートルの山々が削られ、四〇〇万立方メートルの土砂が延五万台のダンプカーで海の埋立地へ運ばれた。



学校用地造成で削られる坂田丘陵(昭和43年10月ごろ)

浚渫船の重く鈍いエンジンの音、唸りをあげるブルドーザーの轟音、ほこりをあげて疾走するダンプカー、埋立て工事の光景はさながら「戦場」のような慌ただしさだった。かくして、工事着手以来わずか五カ月という短期間で三三四万平方メートル（約一〇〇万坪）の埋立てが完成した。坂田漁民たちの仕事の場であった海面は、あれよあれよという間に、広大な工場用地に変貌してしまったのである。

埋立てと並行して、四十二年四月には早くも厚板工場が着手され、九月一日には第一号高炉の起工式が行なわれた。そして、翌四十三年十一月二十七日には容積量二七〇〇立方メートルの当時世界最大の高炉が完成、火入れ式が行なわれた。続いて、四十四年十一月一日には、第二高炉の火入れ式が行なわれ、粗鋼年産五〇〇万トン体制の第一期工事が完成した。工事着手以来、二年七カ月、史上空前のスピードで超近代的工場が完成をみたのである。

昭和四十四年十一月六日、第一期工事の完工披露式が挙行され、全面操業を開始した。それとともに、八幡製鉄と富士製鉄の合併が実現し、「新日本製鉄」が誕生、君津製鉄所は世界最大のマンモス企業、新日本製鉄の主力工場の役割を果たすことになったのである。

第一期工事の進捗に伴って、社員用社宅も次々と建設されていった。八重原社宅A一棟、続いて六棟が出現した。坂田に隣接する大和田地区でも三〇万平方メートル（約一〇万坪）の山林が社宅用地として造成され、またたく間に高層住宅が建設され、一大社宅群が誕生した。さらに八重原、上湯江、常代、宮下あたりにも関連会社の社宅が建設され、続々と住宅団地が出現した。

君津製鉄所の操業の本格化とともに、新築の社宅には、九州、北海道、東北地方から



大和田—伽藍線工事(後方、大和田社宅)(昭和46年4月)

社員が移り住んできた。新聞やマスコミでは「民族の大移動」と報道されたが、これら新住民によって、君津町の人口は一挙に急増することになった。

それまで都市施設らしいものがなにもひとなつなかつた静かな農漁村にすぎなかつた君津町は、鼎がわくような騒ぎとなった。

当面の重要施策は、「生活環境と教育施設の整備・拡充」であつた。とりわけ、道路づくりと小中学校の建設が急務となつた。

君津町当局は、昭和四十二年、君津製鉄所の本格建設着手を機に、学校用地として、大和田団地の東側、坂田丘陵の一角を選び、用地買収を開始した。ここは、一方には君津製鉄所を、もう一方には君津平野を見おろす景勝の地で、周りを雑木林に囲まれ、文教地区としては最適の地であつた。当時の区長初津新蔵ら坂田区の役員たちは、町当局と地権者の連絡にあたり、仲介の労をとつた。買収価格は一〇〇〇平方メートル（一反歩）当たり一〇八万円であつた。

校地造成は四十三年春に始まり、四十五年末まで続いた。削られた丘陵の土砂は、一部は工場埋立て地へ、一部は坂田土地区画整理区域の盛土として搬出された。

四十四年五月には周西中学校校舎、十二月には大和田小学校校舎が竣工した。続いて四十七年三月には、坂田小学校校舎と県立君津高等学校校舎が完成、小学校から高等学校までの一貫した学校群が形成された。

この間、坂田地区でも、新日鉄進出に伴うけん騒の中で、右往左往を余儀なくされた。海を失つた漁民たちは、明日からの自分たちの生活のために、それぞれの知識や特技を生かし、各種自営業や商業に、あるいはサラリーマンに転業していった。そうした中で、



周西中学校本校舎基礎工事(昭和43年12月)

坂田区長は、四十一年は広部春次に、翌四十二年には初津新蔵にバトンタッチされ、その後、安藤武男（四十三年）、齊藤優（四十四年）へと引き継がれていった。新生坂田の将来を模索する区長たちの心労は並たいていではなかった。ゆれ動く部落の人々の心をとりとめていった。

「君津市」の誕生と坂田の自治

君津製鉄所の嵐のような進出は、それまでの平穏な部落民の生き方を根底から変革することになった。坂田の人々にとって、それはまさに“維新”としかいいようのない新時代の到来であった。

最大の生活の基盤であった海を明け渡したあと、田畑だけが唯一の頼りとなった。しかし、農業だけで生計を維持していくには、それは余りに狭すぎた。しかも、坂田の人々を取り巻く環境の変化は急激で、かつ甚大であった。

君津町では、新日鉄の進出に伴い、すでに昭和三十九年九月、都市計画区域を決定、次いで翌四十年一月、君津町都市計画街路を指定し、新しい町づくりへ向かってその一歩を踏み出していた。それに合わせて、大和田地区では四十三年十二月、土地区画整理組合を結成し、自主的な土地利用計画に向けて動き出していた。それを追うかのように、坂田でも、土地区画整理による自主的開発計画をすすめるようという動きが起り、四十四年十月、坂田土地区画整理組合が発足した。

この地権者たちによる土地区画整理事業と並行して、民間デベロッパーによる宅地造



土地区画整理事業で造成された坂田の田畑(昭和46年4月)

成計画もすすめられた。すなわち、総武都市開発(株)が坂田新関谷堰の周辺台地を開発すべく、四十四年九月、同溜池の水利権者である坂田水利組合に開発行為の同意を求めたのである。坂田水利組合は、この申し入れに対し「用水路はU字溝を大関谷から花の井堰まで設置し、新関谷上流に井戸を掘り、堰の水位を保ち、また工事の土砂を堰に流入させないこと」を条件に、開発に同意した。

そうした開発の動きの中で、この新関谷共有地も処分された。この土地は、昭和二十七年に解散した坂田耕地整理組合が、その後、新関谷二三七番地ほか七筆、溜池、四反一畝一八歩の所有権(共有財産)が見落とされ、残存していたことが判明し、解散当時の清算人であった平野與吉によって総会を召集、平野與志雄以下八八名に無償で均等配分することに決定したものであった。この売買交渉は一年近く続いたが、四十五年四月二十日に佐野不動産(株)との契約が成立し、総額二五九六万円で売却を行なった。

本名輪地区でも宅地造成の機運が盛り上がり、四十五年四月、組合設立発起人一五名が選ばれ、後日、秋元聰がその代表となった。坂田第二土地区画整理事業といわれたのがこれであったが、開発地が山間地であったことから設計の段階で進みあぐねていた。

その後、オイル・ショックなど深刻な不況に遭遇し、開発のメリットが減少してしまい、結局、この組合の設立は立ち消えになった。

一方、新日鉄の本格操業開始に伴い、君津町当局は大規模な都市基盤の確立を目的に、近隣町村との合併計画を推進した。このため、昭和四十五年一月二十九日、町長の諮問機関として「合併調査委員会」を発足させた。同委員会は、委員総数一二一名という大規模なもので、坂田地区からは、齋藤優、坂井五郎、平野與志雄、水越曠、秋元聰の五

名が委員に選ばれた。そして、三月十日からは、各部落ごとに町主催の座談会が開かれ、合併問題が活発に話し合われた。

この合併計画の背景には、新日本製鉄の納入する「大規模償却資産税」の問題がからんでいた。すなわち、新日本製鉄の納入する大規模償却資産税は総額二四億円にのぼったが、君津町の収入となるのはわずか四億円強にすぎず、残りの二〇億円は県の収入となっていた。君津町の人口がふえて町から市に昇格すれば、そのほとんどが市の収入となるので、新日鉄の進出で諸種の開発事業をすすめなければならぬ町当局にとっては、是非とも市制への昇格を急ぎたかった。

ところが当時の君津町の人口は三万五〇〇〇人で、市への昇格基準である五万人にはほど遠かった。そのため、近隣町村との合併による昇格を目指したのである。

当初の合併計画では、木更津市、君津町、小糸町、清和村、小櫃村、上総町の六カ市町村の一大合併構想が浮上し、四十五年五月二十日には上記六カ市町村による「合併予備連絡協議会」の設立総会が開かれるに至った。そして、同年七月八日、鈴木君津町長は新市名を「君津木更津市」とすることを承諾、この計画は実現一歩手前のところまで進んだ。

しかし、七月十四日、北見木更津市長は、「君津木更津市」について結論を早急に決定しかねるとの理由で、六市町村合併を見送ることを発表、六カ市町村の合併による「君津木更津市」の誕生は不可能となった。

そこで、木更津市を除き、残りの五カ町村による合併を目ざすことになり、七月二十八日、「五町村合併協議会」の設立総会を開催、次いで八月十一日、五カ町村は臨時町村

人口と世帯 (毎年度3月末現在 昭56.2.10調)

年度	29 年				35 年				40 年			
	男	女	計	世帯数	男	女	計	世帯数	男	女	計	世帯数
君津	3,990	4,179	8,169	1,585	6,272	6,755	13,027	2,533	6,521	6,858	13,379	2,824
貞元			2,765	463								
周南			2,892	510								
計			13,826	2,558	6,272	6,755	13,027	2,533	6,521	6,858	13,379	2,824
年度	45 年 (9月末)				50 年				55 年			
地区	男	女	計	世帯数	男	女	計	世帯数	男	女	計	世帯数
君津	18,775	16,877	35,652	10,703	23,633	21,508	45,141	13,481	24,054	22,196	46,250	13,874
小糸	2,771	2,824	5,595	1,173	3,808	3,865	7,673	1,747	4,127	4,269	8,396	1,959
清和	2,052	2,127	4,179	888	2,032	2,089	4,121	922	1,975	2,024	3,999	928
小櫃	3,310	3,383	6,693	1,466	3,435	3,459	6,894	1,525	3,388	3,433	6,821	1,542
上総	6,099	6,391	12,490	2,792	6,107	6,373	12,480	2,860	6,017	6,301	12,318	3,034
計	33,007	31,602	64,609	17,022	39,015	37,294	76,309	20,535	39,561	38,223	77,784	21,337
坂田	449	436	885	206	671	641	1,312	358	1,688	1,679	3,367	935

議会を開催し、それぞれ合併申請を議決した。そして八月十三日、県へ合併申請を行ない、九月十四日、県議会で議決、同日、自治大臣へ申請し、九月二十八日、合併が実現した。旧君津町を中心に、小糸町、清和村、小櫃村、上総町の五町村の合併により、第三次「君津町」は、総面積三一〇・七平方キロ、人口六万四六〇九人、世帯数一万七〇二二世帯となり、市への昇格基準を満たすことになった。

合併後、四十五年十一月一日には早くも新町長選挙が行なわれ、鈴木俊一が当選した。その後、四十六年九月一日、町民の強い要望を担って「市」への昇格が実現し、県下の二十五番目の市として「君津市」が誕生した。そして、同年九月十九日には、初の市議会議員選挙が、旧町村単位の「小選挙区制」で行なわれ、坂田からは坂井俊雄、平野與志雄、坂井五郎の三名が当選した。

君津町が君津市となり、発展を遂げていく中で、坂田の自治も大きく発展していった。五カ町村の合併とほぼ時を同じくして、君津町はそれまでの「区」を「自治会」と改称することになり、昭和四十五年度の坂田の初代自治会長には安藤正が選ばれた。次いで、井祐稔（四十六年）、井祐吉久（四十七年）、青沢由太郎（四十八年）、平野與志雄（四十九年）、廣部廣蔵（五十年）と引き継がれたが、海も山もそして耕地もその姿を変えていく中で、自治会は部落のリーダーとなって、大勢をまとめていったのである。

豪雨被害と急傾斜地指定

新日鉄の進出とそれに伴う新しい町づくりを推進していた坂田に、思いもかけない災

害が訪れた。『大災は忘れたころにやってくる』との諺のとおり、大正六年以来久しくなかった豪雨被害が昭和四十五年、四十六年、四十九年とたて続けに坂田を襲ったのである。しかし、それは半ばは余りにも急激に進められた開発に伴う『人災』ともいえるもので、乱開発に対するいましめであったのかもしれない。

昭和四十五年七月一日、この日は午前中から風雨が激しく襲来していたが、早くも午後には大豪雨となり、千葉県南部は徹底的な打撃をこうむった。とりわけ大多喜町、上総町などで河川の氾濫、山崩れ、堤防の損壊、田畑の流亡などの大被害を受けた。

君津町でも午後三時半頃から小糸川が氾濫し、堤防決潰が各所で起こり、人見、中富、貞元の浸水被害は甚大となった。

このころ、坂田は新日鉄の海面埋立ての盛土、学校敷地、民間による宅地造成などが急ピッチで進められており、丘陵地が大きく削りとられていた。また土地区画整理事業の盛土整地が進行中で、それだけでなくも雨水害に弱い地盤であったため、各所で崖崩れ、浸水の被害が発生した。このときの坂田の被害は、字浜大津の新日鉄工場隣接地で床上浸水三戸、字高坂で床下浸水四戸、字原で床下浸水二戸、字大作で裏山の崖崩れにより炊事場半壊などであった。

続いて四十六年八月三十一日、台風二三号が坂田を襲った。台風に伴う豪雨で、坂田の低家屋二十数戸が床下浸水の被害を受けた。前年の集中豪雨に続く被災とあって、被災者たち一六名はさっそく君津市長と坂田土地区画整理組合理事長あてに陳情書を提出し、強く救済措置を迫った。

陳情書

わが君津市は世界に例を見ない、美しい田園工業都市づくりをめざし、理想的な都市開発が着々として実現されつつあります。之偏に市長さんをはじめ市議会議員の皆様の卓見と、市指導部の方々のなみなみならぬ御努力並びに市民各位の当局を信頼し、発展君津市とともに生き抜こうとする愛郷の精神の発露によるものと堅く信じて疑いません。

洋々たる希望にみちた君津市を思う時、真に君津市民たり得た自らの幸福をしみじみと味わいます。

水と緑の美しい田園工業都市づくりの一環として、土地区画整理事業にも坂田地区の私たちは微力ながらも日夜献身、御協力申し上げてまいりました。たまたま過ぐる台風の折、明治以来未だ曾って遭遇したことのない水害に見舞われ、啞然として、理想と現実のへだたりを強く、深く考えさせられております。思うに未だ古老も吾々も体験しなかつた不慮の水害は、低地帯の住居事情になった時に、既に万一を予測された事でありませんが、絶対安全であるとの御説明を信頼してまいりました。

災害は一度も許されるものではありません。まして今後吾々はもちろん子孫の代まで安全であるとは考えられませんし、果して清らかないこの場所としての安全な住いの環境条件は決して向上したとは考えられません。

市民として健康で安全かつ快適な生活を確保するために不可欠な環境条件の向上を図らなければならないのかかわらず、人災ともいえるものに脅かされ深刻な事態を招いています。

吾々は町ぐるみの開発、建設に犠牲もいとわず御協力申し上げる所以は、やがて訪ずれるであろう希望あふれる君津市の中に、一層の繁栄と、不安なく、安んじて活躍出来る生活環境の確保と健康保持に努め、皆さんとともにふりそぐしあわせの道を歩みたい念願からであります。

今の坂田地区低地帯の住居事情は、早急に田圃と同一地盤の高さにまでひきあげて、将来に亘って水に対する何の不安もなく、ともども安心して皆さんに御協力出来ますよう、私たちの生活をとりにまく環境上の諸条件の向上をはかることが急務であると考えます。

都市化の進行過程にある今にして抜本的改善策を講じなければ、禍根を将来に残し、繁栄の中に悲惨な苦しみを味わうであろうことは明らかであります。

低地帯居住の吾々に暖い御理解ある手をさしのべていただきたく、早急に具体的強力なる実行対策を御与え下さいますよう、住民一同、ここに連署御願い申し上げます。

何卒事情御賢察の上、早急に御検討御詮議の上特段の御配意を賜り度く、陳情いたします。

昭和四十六年十月二日

君津市坂田低地帯住居民

代表 安藤義雄

他 十五名

君津市長

鈴木俊一殿

つまり、被害の原因は決して天災だけではなく、区画整理組合による宅地造成工事と、それを設計し、技術指導した市当局にも一端の責任があると迫ったのである。また市当

局は、丘陵の台地に学校を施設したりして、排水処理上の問題を残しているとし、その改善についてその後、交渉・協議が繰り返された。

その結果、市当局、区画整理組合、そして各戸の三者負担による家屋の嵩上げ案が成立、問題を解決した。この時の嵩上げ工事実施の地区別戸数は次のとおりであった。

志毛地区	一世帯
五龍地区	一世帯
原地区	四世帯
合計	一六世帯

四十七年八月、総工事費六〇〇万円をかけて全世帯の嵩上げ工事を完了した。これがいわゆる坂田における第一次嵩上げ工事となった。

続いて四十九年七月、再び豪雨被害が坂田を襲ってきた。七月八日未明から朝にかけて国道一六号沿線を中心に東京湾岸一帯に集中豪雨が襲った。梅雨あけの豪雨ともいべきもので、雨量は二二五ミリという驚異的な数字を記録した。山肌はむき出しにされ、各所で崖崩れが発生し、多数の家屋が倒壊したほか、床上、床下浸水が発生した。

この時の坂田の被害状況は次のとおりで、明治四十三年の大災害に次ぐ史上二番目の大被害となった。

一、人的被害 なし

二、家屋被害（土砂崩れによる）

全壊 志毛地区 一世帯 住家物置各一棟（初津新蔵宅）

半壊 原地区 一世帯 住宅一棟

一部損壊 七世帯 住宅五棟、非住宅二棟

三、浸水

床上浸水 三世帯 住家三棟

床下浸水 二世帯 住家二〇棟 非住宅三棟

四、土砂崩れ 二九カ所

この大災害に対し、坂田自治会は、坂田出身の市議会議員の協力を得て緊急措置に奔走、君津市に援助を訴え、市内に所在する大手建設会社十数社の出動を要請し、損壊家屋の取り片付け、土土の除去にあたった。

この四十九年の災害発生を機に、坂田自治会は急拠「坂田被害対策委員会」をつくり、市長宛に長文の請願書を提出し、今後こうした事態を二度と繰り返さないよう万全の措置を強く要請した(次ページ参照)。

この被害発生後、四十六年災害の時と同じく嵩上げ問題が起こり、志毛地区六世帯、原地区三世帯、計九戸の嵩上げ工事を実施した。その費用は総額二〇〇〇万円であった。

この一連の運動によって、その一年後の五十年九月十九日、千葉県知事により「坂田急傾斜地崩壊危険区域」の指定を受けた。そして、坂田青年館から大和田―伽藍線の区間を五十五年度までに防災工事を施工することに決定した。工事費は約一億三〇〇〇万円であった。

続いて、自治会長錦織彰のとき、「第二次急傾斜地崩壊危険区域」の指定を受け、昭和五十四年から三年計画で坂田一三六五番地先より以東の坂田区域内の区間の工事にとりかかった。

請 願 書

昭和四十九年七月二十七日

君津市長

鈴木俊一殿

請願者 君津市坂田一二六五

坂田自治会長 平野 與志雄

外五十四名

紹介議員 同 一五八五

坂井五郎

同 同 一三一一

坂井俊雄

坂田地区災害復旧と今後の防災対策についての請願書

当坂田地区は昭和四十六年八月三十一日折からの集中豪雨のため低地帯の住民が家屋浸水の被害を受けましたことはまだ記憶に新なところ、当時市御当局は被災者の切実な願を市政に反映され、低地帯十数戸の宅地のかさ上げ工事、隣接台地の防災対策など、適切な処置を講じて下さいました。以後これら低地帯の人々は大雨の恐怖から脱し得た安住の喜びに市の御取計いを感謝いたしております。

ここに、はからずもことした七月八日朝方の集中豪雨のため多くの浸水家屋、数十個所のがけくずれ続出、地区を挙げて被害救援に奔走いたしました。

その恐怖のショックの中に市御当局の急速な御援助により崩壊土砂の取片付け、損壊家屋の取りこわしなど応急工事を一応終了できましたことをここに改めて感謝の意を表する次第でございます。

このたびの被害に当面して、その痛々しい地すべりの跡、豪雨の爪あとを見あげまして「山を無原則にけずり取ってその後大切な防災への深い配慮を怠ったものには、いつかは手痛いしっぺがえしが返ってくる。自然の摂理はきびしいもの」と、山の真下に住む人々は今更ながら自然の脅威の前にその恐ろしさを厳粛に知らされました。

がけくずれの現場はもとより、低地帯や丘陵台地には天災と人災がからみあって生ずる災害危険個所がそちこちに見られることを今回の豪雨禍で知りました。これらの場所に将来被害のありませんよう心から祈らずにはおられません。

非力な被害者たちは豪雨禍の恐怖の中から立ち上がりました。このあと復旧防災工事をいかにすばやかに苦労を重ねております。市民のひとりひとりの住いが日常のいこいの場であり、生活の根城であり、この君津の地が住民安住の地でありますように、そして何より大事な市民の生命が不慮の災害によって失われるような不幸な事態の起きませんように、市御当局の深い御配慮と進んでは的確な防災対策を痛切に要望する次第でございます。

当地区防災対策の見地からここに改めて市御当局の物心両面に亘る御指導と御援助を仰ぎたく、連署を以て請願に及んだ次第でございます。

右の主旨に基づきまして当自治会地区内防災対策上緊急に市御当局の施策並に関係諸機関への御指導の要望を以下列記します。

請願事項

1. 久保山関係

君津市は宅造の監督指導機関として、従来の開発促進の考えから地元住民の安全を第一とする立場に立って久保山区画整理事業を全面的に再検討され改善事項については積極的に厳正な態度で指導を強化されたい。(以下略)

2. 新日本土木関係 (略)

3. 学校群地域関係

台地の諸学校敷地周辺の土堤を整備し、当該斜面への悪水流下を嚴重に防止させること。特に各家庭内の排水施設を早急に整備強化、広場に悪水が長時間滞留することのなきよう周囲施設U字溝の拡幅、スムーズ流出のためのU字溝勾配の可否検討、更には末端大排水路までの集水流下溝再検討、毎月必ず一回はU字溝の掃除点検を義務づける等々、豪雨時の悪水処理について学校側に注意喚起方を要望します。学校群誕生に敷地提供等の地元協力が学校からの悪水をかぶって遭難したのでは、学校をうらみ、誘致当事者をうらみたくもなろうというもの。(以下略)

4. 本名輪県道左側排水路について (略)

5. 市有地、山の斜面の管理について (略)

6. (略)

7. 低地帯の浸水防除対策について

今回の床上並に床下浸水は概ね区画整理区域外に発生しており、浸水の大きい数戸は早急に家屋かさ上げを希望し、昭和四十七年度のそれと同じく市の援助措置を仰ぎたく要望いたしております。このことに付、詳細は別途お知らせいたしお願いいたします。

以上各項目に亘り坂田地区豪雨禍救済対策の急速な設定を市御当局にお願いいたします。

之を要するに、いかんともなし難い自然現象の豪雨が、地域、地域のしあわせをもたらす筈の土地開発をむざんにもかきむしって、いや応なしに開発公害の様相をのぞかせ、天災か人災か恐しい災害から市民を守っていただきたい一心からの切実且緊急な請願でございます。取急ぎおとり上げのうえ市の緊急施策をお願いいたします。

以上

一方、この間、消防団の充実が図られた。

君津町消防団は、昭和四十四年四月、常設機構として、町消防署が署員二十三名をもって本師に設置された。その後、四十五年九月には、町村合併による新君津町の誕生に伴い、消防団も統合し、一団、五支団、四十四分団、団員定数一五〇六名で発足した。

四十七年七月に上総消防出張所が、十一月に小糸消防出張所が開設された。またこの年、君津市より坂田分団に四輪消防車が新規貸与された。四十九年四月、消防署定員が一二〇名、消防団員定数は一三四二名となり、四十四分団が全部機械装備された。

君津消防団は、相次ぐ災害の中で、災害の復旧に活躍した。それとともに、毎年ポンプ操法大会を開いて団員の消防技術の修得、意識の高揚を図っている。これらの大会で坂田分団は常に優秀な成績を収めてきたが、五十一年の大会では見事優勝を果たし、県大会に代表出場する榮譽に輝いた。

だが、五十六年三月、市条例の改正に伴い、消防団員の定数は九九八名に削減され、第八分団（坂田）の定員も二十五名から二十一名となり、少数精鋭による消防力の充実が図られた。



市から貸与された四輪消防車

新しい町づくりを目指して

相次ぐ災害の中にも、坂田の新しい町づくりは着々とすすんでいった。その中心となつたのは、新しい君津駅の橋上駅化と駅前広場の造成、そしてそれを中心とする商業区域の設定、都市計画道路の整備などであった。

旧君津駅は大正四年周西駅として開設されて以来、木造平屋の小さな駅舎であった。その後、関東大震災で倒壊、再建されたが、老朽化がひどかった。しかも出口は久保、中野方面だけで、坂田側にはなく、坂田の人々は踏切りを渡って遠まわりしなければならなかった。当時、国鉄では房総西線の電化計画をすすめていたが、君津町では、新日鉄の操業開始に伴い、貨客の乗降も増大していたこともあり、電化に合わせて君津駅を全面的に改築し、世界最大の製鉄所の玄関口にふさわしい駅舎にしようという声が次第に大きくなっていった。

昭和四十三年十一月、君津町の音頭取りによって「新君津駅建設促進同盟」が結成され、国鉄など関係方面に輸送力の増強と橋上駅の建設促進を働きかけた。

一方、国鉄側では、君津駅の改修に当たり、主として新日鉄の貨物輸送のため、坂田側に貨物ヤードを設置することを計画し、坂田土地区画整理組合にその用地の売却を申し入れてきた。かくして、地元の要望と国鉄側の計画が合致し、将来の橋上駅の建設促進を条件として昭和四十五年三月、貨物ヤード用地として二万一九二二・八七平方メートルの用地を国鉄に売却した。

この間、昭和四十四年七月、房総西線が電化され、グリーンとオレンジのツートンカ

ラーの電車が運行を開始した。次いで翌四十五年三月、千葉から君津までの複線化が完成し、電車の本数も大幅に増強された。

四十八年十月九日には、橋上駅が工事費三億七四五〇万円（地元負担）をもって完成した。これによって、鉄道線路および貨物ヤードをまたいで通路が設けられ、坂田側にも出入り口が設けられた。

駅前広場の整備もすすめられ、ロータリーを中心にバスの乗降場、タクシー乗り場などが設けられた。そして、駅から直角に片側二車線の都市計画道路が整備された。

駅前広場をはさんで、両側は商業区域に指定され、西友ストアの進出が決定したのをはじめ、千葉銀行、千葉相互銀行、イトーヨーカ堂などの進出が次々に決定、ビルの建設が始まった。また、その周囲には、専門店や貸店舗が次々にオープン、見る間のように商店街が形成された。坂田は、君津橋上駅の完成を機に、かつての静かな農漁業のみの農村から、商工業の町へと変貌を遂げていった。

坂田のすべてを一変させてしまった都市化の喧噪の中で、坂田自治会の活動にも大きな変化が訪れた。土地区画整理事業あるいは民間デベロッパーの手で開発された住宅地には、新しい住宅が建ち並び、新しい住民が次から次へと移り住んできた。土地区画整理事業がスタートした昭和四十四年には八〇九人を数えるにすぎなかった坂田の人口は、五十一年四月には一七一人と、二倍以上にふくれあがっていた。

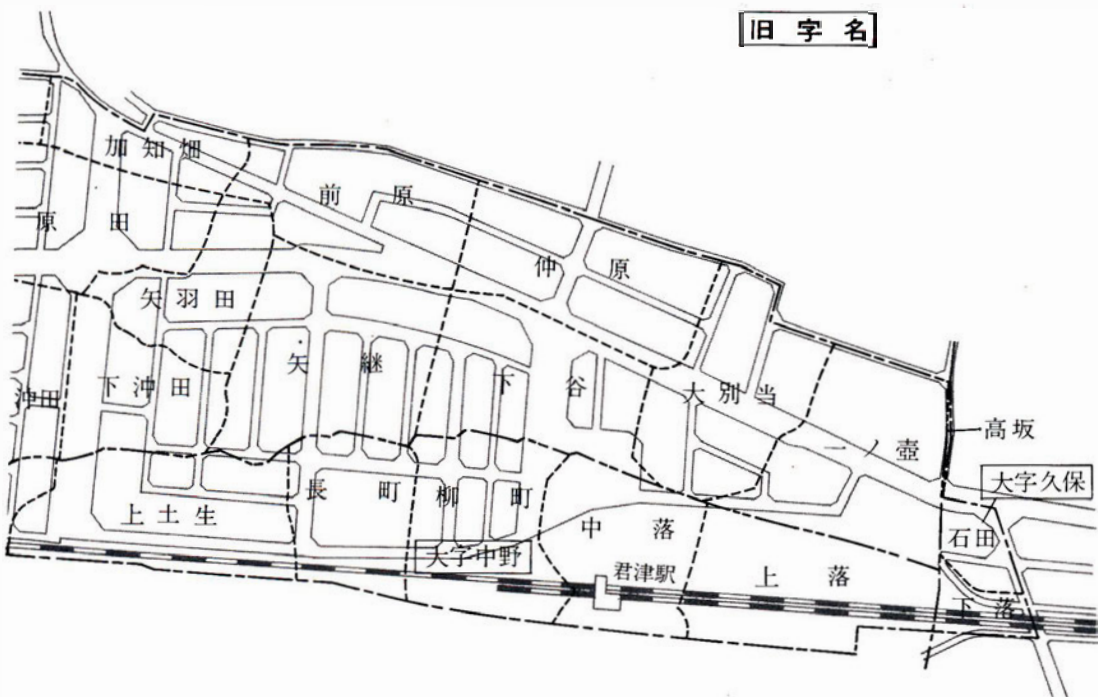
土地区画整理事業が進展、新しい街路が整備されたのに伴い、昭和五十二年十月一日、坂田では、君津市で最初に住居表示が実施された。これは、消防、警察関係の住居さがし、郵便物、電報の遅配、訪ね先の番地不明、家の不明などの不便を解消し、近代的な



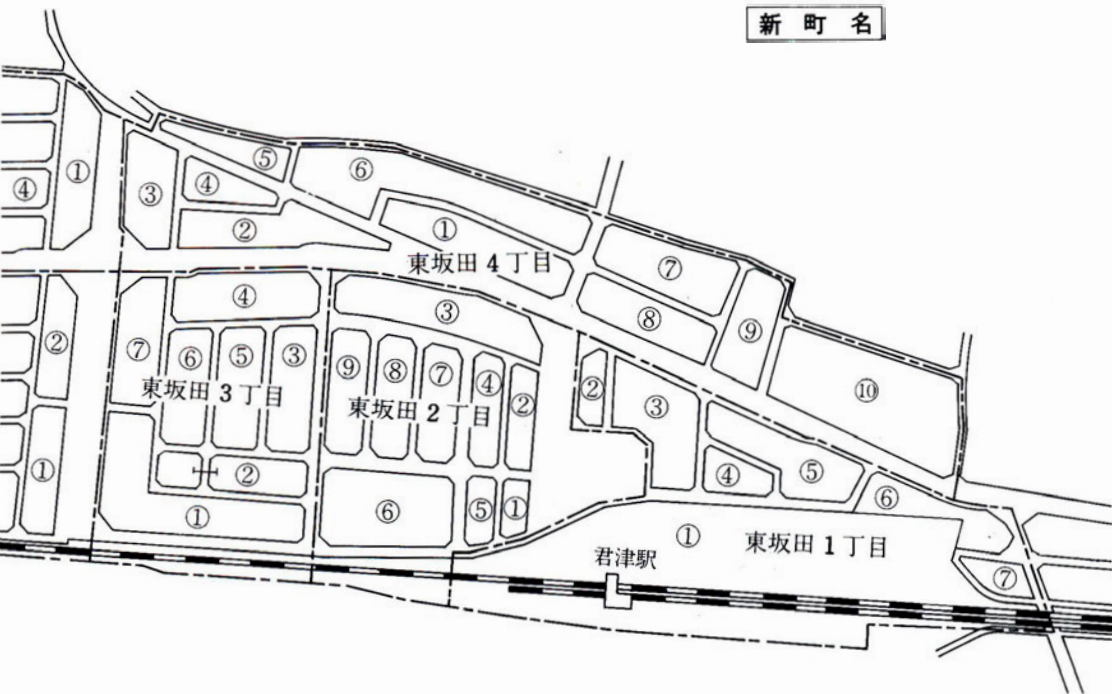
発展著しい君津駅坂田口駅前(昭和56年5月)

坂田土地区画整理区域内の旧字名と新町名

旧 字 名

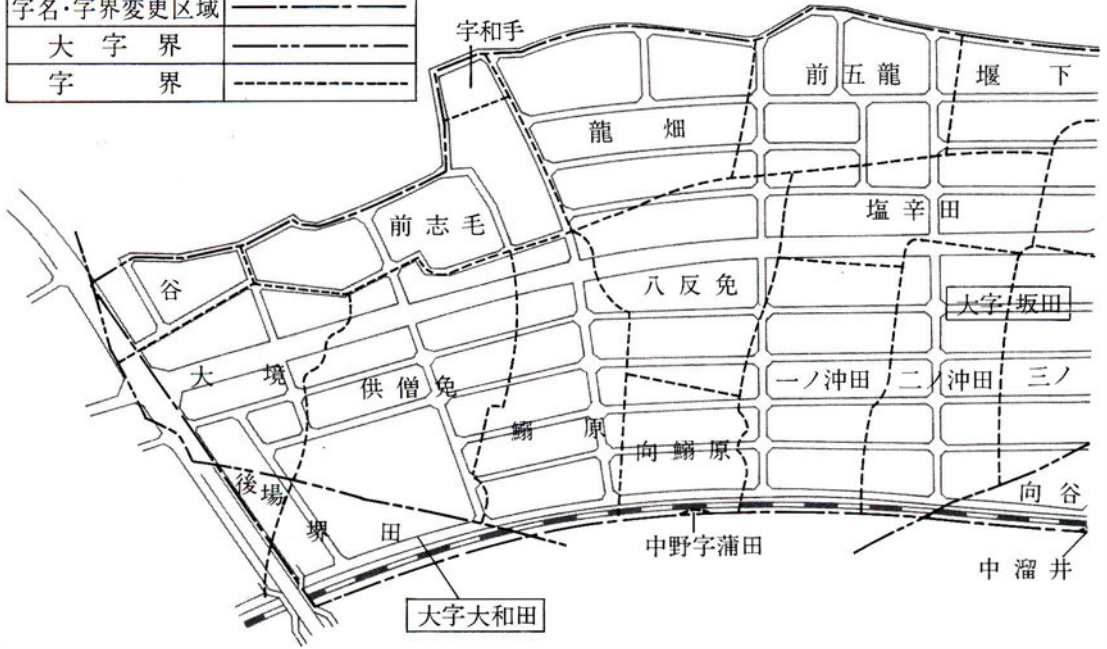


新 町 名

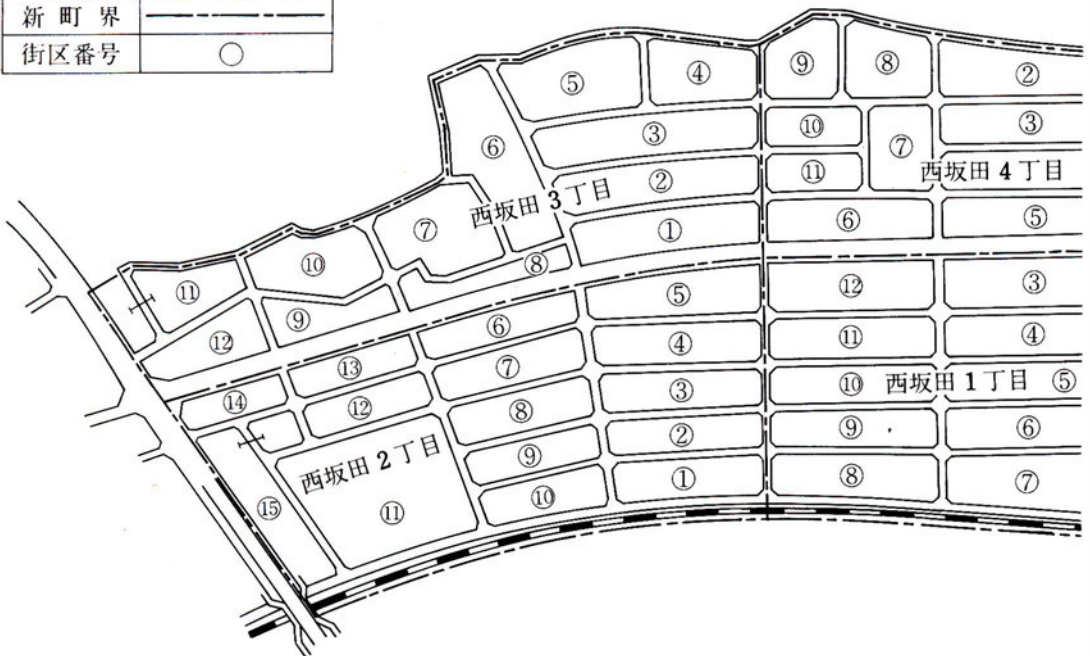


第5章 戦後の坂田

字名・字界変更区域	———
大字界	———
字界	———



新町界	———
街区番号	○



都市の性格を整えることを目的に、昭和三十七年五月に公布された住居表示に関する法律に基づいて実施されたもので、坂田では旧住民の居住地をそのまま坂田として残し、区画整理事業区域内を東西に二分して東坂田と、西坂田に区分し、それぞれ君津駅を中心として左回りに一連番号をつけて住居を表わすことになった。

新町名の採用により、一ノ壺、大別当、一ノ沖田、二ノ沖田、三ノ沖田、八反免、龍畑、供僧免などといった、古くから坂田の人々が慣れ親しんできた小字名が消滅し、一定の方式により整然と区画された新町名が採用されることになった。

新町名の採用は、静かな農漁村から商工業都市坂田への変身を象徴する出来事であった。それとともに古き習慣から袂別して、新しい地域づくり、生活の意識づくりを目ざ

■坂田、東坂田、西坂田区域内の主要道路の経過（昭和56年4月1日現在）

路線名	起 点・終 点	延長（m）	幅員（m）	認定年月	改良	舗装	摘 要
市道1号環線	君津 人見字川向六三七 北字安九二六	一、三八七	六・〇	昭29・4・1	昭50	昭46・昭47	
〃 3号支線	坂田字西五竜九〇一一 字奥ノ路三七五	一、二九〇	三・二〜四・〇	昭29・4・1		昭50	一部改良
市道12号環線	坂田字滝ノ前三六七 大和田花里山	一、二九〇	七・〇〜一〇・〇	昭46・6・29	昭45・昭46	昭46・昭47	
〃 1号支線	坂田字滝ノ前三六四一一 字大作四五六	二七〇	二・五	昭52・12・28	未改良	昭54・9月	昭54、排水路整備一六六m
〃 2号支線	坂田字岩井坂三二二 字寺家 四五一	一六五	五・五	昭53・4・1	昭46	昭53	
〃 3号支線	坂田字浜大作五二〇 字大竜五三八	一四三	六・〇	昭53・4・1	昭46	昭53	
〃 4号支線	坂田字丘鳥打五七七 字小竜五六二	一四三	七・〇	昭53・4・1	昭44	昭53	

第5章 戦後の坂田

5号支線	坂田字本名 輪三 字東本名 三二八三	一四二	二〇〇	昭54・9・5	未改良	昭54・9月	公害防止 業団より引継ぐ
6号支線	坂田字浜馬 八十一 字右ヶ作 六九一	二三七	四〇〇	昭55・9・28	昭55	昭55	公害防止 業団より引継ぐ
7号支線	坂田字女御 六七 字浜大 六〇八	一八八	五〇〇	昭55・9・28	昭55	昭55	公害防止 事業より引継ぐ
市道15号幹線	坂田字 七三一 " 八四一	五二	一〇〇	昭46・12月	不明	不明	新日鉄にて築造
市道1号環線 10号支	坂田字志程 手二七 字宇 八五二	二〇七	五〇〇	昭45・7・20	昭43	昭44	
坂田小学校 通学路	坂田字西八 八七五 字古 四五四	一六七	三〇〇	未認定	昭47	昭48・5月	周西学 校地
通学路	坂田字小竜 六二 字古八 四五四	五四二	六〇〇	未認定	昭44・昭46	昭44・昭46	周中、坂田小学 南道路
市道坂田区画 理事業区域街	君津市 大財 南子安字 天	一五八五	四〇〇	昭50・12・28	新設	昭49・3月完了	昭50・9・30、市に管理を引き継ぐ
君津台街路 (第期造成区域内)	君津市 中富字 沢瀬 君津(湾林 路まで)	五、四七二	四〇〇	未認定	新設	昭51・3月完了	
都市計画道路 坂田九十九坊線	君津市 中野字 御林 君津(湾 路まで)	四、八〇〇	一八〇〇	昭40・1・28	完了	完了	
伽藍 和田線	君津市 中野字 下道	一、六二〇	二二〇	昭40・1・28	外輸人見線から 終点まで完了	上記区間完了	
中野坂田線	君津市 坂田字 谷輪	一、八五〇	二二〇	昭42・12・28	未改良	未舗装	
君津駅坂田線	君津市 坂田字 本輪	八〇	三六〇	昭46・1・8	完了	昭49	昭49年度 湾岸工 昭49年より湾岸工 改工として県 用
県道大貫線	富津市 田字 本名		六二〇	昭30・3・4	改良	完了年 不明	坂田区域は昭17、18、軍 道の設として改良、字 花の井から第2航空廠まで 新された。
国道16号線	君津市内区 間 坂田字吉ヶ作 一〇一 人見字橋向 一三五	三、二〇〇	六〇〇	昭39(昇格) (国道)	昭40以降2箇 にわたり改良 拡張工事	昭40頃	昭39、千葉国道事務所管理 昭423、建設省木更津出張所 開設に伴い管理移管
都市計画道路 湾岸道路	君津市内区 間 君津市 人見字川尻	三、二〇〇	五〇〇	昭46・1・8	未改良	未舗装	

す出来事ともいえよう。事実、新住民の転入によって、坂田は日々その姿を変えつつあり、古い習慣は次第に新しい習慣と融合して変わっていった。

こうした中であって、坂田自治会は、五十一年度以降、「新しい町づくり」を積極的にすすめていった。自治会長は秋元晋(昭和五十一年)、小野信次(五十二年)、錦織彰(五十三年)、平野博久(五十四年)、広部作次郎(五十五年)、色部晋司(五十六年)と受け継がれていったが、歴代の自治会長は、時代の要求する趣旨に従って新しい行事に取り組んできた。

たとえば、新しい住民とのコミュニケーションと融和をめざした「自治会報」の発刊、五竜公園での分踊り大会、十月の八幡神社例祭への協賛、秋の地区運動会など新しい企画を次々と実行していった。これらの企画は、新旧を分かつたず、すべての住民から好評をもって迎えられた。

坂田の人々にとっては、新しい地域社会づくりが急務となっていた。また新しい芽生えとして、五十一年の秋祭を目前にして、一時姿を消していた青年組織が蘇生し、「坂田青年部」の名で活動を再開した。人員こそ二十数名の少数ではあったが、二、三十歳代の青年が坂田の土地に根ざした草の根意識にめざめ、進んで活動する意義は大きい。

新しいコミュニティづくりと並行して、坂田の自然を保存し、住みよい住環境を守ることも大きな課題となった。

君津市も、昭和三十年代半ばから八幡製鉄(のち新日本製鉄)とともに新しい都市づくり、開発行政の道を行ってきた。昭和五十年代に入るや、君津駅を中心とした区画整理事業の進行によって、ようやく都市としての形態も整ってきた。

この市街化区域と新日鉄君津製鉄所との間に横たわる坂田丘陵の緑地は、坂田に残さ



坂田の中心を走る県道、君津一大貫線(昭和56年5月)

れた自然であった。このかけがえない緑地を乱開発から守り、その区域内に福利的な施設をつくって、企業と住民の福利の増進に役立てよう——それは、市および市議会をはじめ新旧を問わず坂田周辺の共通の声として登場してきたのであった。

こうした声を背景として、公害防止事業団によって、坂田、大和田、人見の丘陵地帯三四ヘクタールに「君津緩衝緑地」（君津共同福利施設）が設置された。

そして、五十三年四月から、第一期事業として、国道一六号線に沿って坂田吉ヶ作から人見神社にいたる延長二八五〇メートル、幅員二〇〜二〇〇メートルにわたる約二一ヘクタールを買収、植樹をすすめる一方、種々の運動、福利施設をつくった。

主として坂田区域内にキャンプ場（字吉ヶ作）、植樹公園（字本名輪）、野球場と野外ステージなどスポーツ広場（字女卸）を設けた。

第一期工事は五十六年三月完成、総事業費は三億九〇〇万円、その三分の一ずつを国と新日鉄が負担し、残りの三分の一を県と市が折半で負担した。この土地と施設は昭和五十六年度に国から市に移管され、市民の福利に供されている。

この緩衝緑地の設置と並行して、関谷保存の運動もすすめられた。

坂田自治会は、昭和五十三年十一月、関谷を公園緑地として保存するよう、市長および市議会議長に次ページのような陳情書を提出した。

この陳情は、市当局に受け入れられ、現在、どのような形で保存するか、その方法が検討されている。また同時に、坂田住民による自主的な保存対策もすすめられ、昭和五十六年五月には、秋香園から寄贈された多くの桜の苗木が坂田老人会の手で大関谷、新関谷の池堤に植えられた。

陳情書

坂田自治会長 錦織 彰・他六九四名

要旨 坂田大関谷、新関谷を公園緑地として永く保全されるようお願いする。

説明 この溜池の位置は君津駅から歩いて五分、君津台山上に在って将来市街地の一つの中心となる場所であります。

この二つの溜池がいつ頃つくられたのか定かではありませんが、伝承によればおよそ九百年前の平安朝期ではないかといわれております。

いずれにしても遠く数世紀前から私たちの先人がこの溜池を七ツ堰と称して泥土を浚らい、堤の水洩れを防ぎながら、米作りの水源、防火の貯水池として生活上心要欠くべからざるものとして永く管理してまいりました。米作りは水の支配によって発達し、その水利から村の連帯や不文律が生まれ、秩序が保たれてまいりました。

その後、時代の移り変わりに伴い、昭和四十年八月、八幡製鉄の誘致のため漁業権を放棄し、つづいて四十四年、土地区画整理組合が発足、ここに父祖伝来の農漁業に終止符をうつに至りました。

したがって溜池の水利権も自然消滅となりましたが、現存するこの溜池は数百年にわたって坂田に生存した幾多の住民が努力の汗でまもりぬいてきた遺産というべきであります。

近年、市街化をすすめてゆく過程で、私たちの身近かな周囲からだんだんと自然の景觀が失われてゆこうとしています。

この溜池のような水と緑は、これから私たちが住んでゆく都市の生活環境にとって、



自然のたたずまいを残す大関谷

かけがえない潤いの場、欠くことのできないオアシスとなりつつあります。いまは放置の状態であるとはいえ、なにげなしに破壊されてゆくようなら、たやすく二度と手にすることができない大事な緑の資源でございます。

水をたたえて静かなたたずまいのこの溜池を、多くの市民が憩いの散歩でも楽しめる公園として、また一地方の農民がきずきあげた由緒ある農耕の遺産として、いまの自然の溜池のまま後世に残してゆきたい。この水と緑の景観をいつまでも保全しつつゆきたい——このような当地住民の一致した念願から市当局並びに議会のご理解ある適切な処置がとられますよう陳情申し上げます。

昭和五十三年十一月三十日

君津市長 鈴木俊一殿

君津市議会議長 駒文和殿

このように、坂田では、君津市の商業中心地として都市化がすすめられる一方、よりよい住環境の創造を目ざして、新旧住民を問わず新しい町づくりが着実にすすめられている。



桜花の映える新関谷

